**奄美空港観光情報コーナー利用要綱**

１　趣旨

　　この要綱は、奄美空港ターミナルビル内観光情報コーナー（以下「観光情報コーナー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　利用対象者

　　観光情報コーナーは、奄美群島の観光、物産、自然、文化等に関する創作活動や普及啓発活動を行っている個人、グループまたは団体が、その活動の発表の場として利用できるものとする。

３　利用の範囲

　　利用できる範囲は、観光情報コーナーおよび展示設備（3連パーテーション、長机等）とする。

４　利用できる内容

　利用できる内容は、利用者の活動に関わる紹介パネルや作品（絵画、版画、書、写真、映像、工芸品等）の展示および発表会とする。また、原則として、物品販売等の商業活動を行うことはできない。

５　利用期間

利用期間は、令和元年度（令和2年1月10日から令和2年3月31日）および令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）のうち、1回あたり2週間以上4週間以内とする。また、同一利用者が同一年度間に利用できる回数は、2回以内とする。

６　利用料

　　利用料は、無料とする。

７　利用の手続

　　観光情報コーナーを利用しようとする者は、利用予定日の1週間前までに「奄美空港観光情報コーナー利用申込書」を事務局に、また、「使用許可申請書」を奄美空港ターミナルビル株式会社に提出しなければならない。なお、利用希望期間が重複した場合は、先着順に受け付けするものとする。

９　利用の停止

　　事務局は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用を停止することがある。

(1)　利用目的または利用内容がこの要綱に違反するとき

(2)　来場者および空港利用者に著しく迷惑をかけている、またはその恐れがあるとき

(3)　災害その他の事情により施設の利用ができないとき

(4)　上記に掲げるもののほか、事務局が特に必要があると認めたとき

９　展示物等の管理責任

　　展示物等の管理については、利用者の責任において行うものとする。事務局および奄美空港ターミナルビル株式会社は、展示物等の損害、盗難、紛失、破損等について一切の責任を負わないものとする。

１０　利用の準備撤去および終了報告

展示物等の搬入搬出および発表会の会場設営等の準備撤去作業は、利用者が行うものとする。また、利用者は、利用が終了したときは、すみやかに事務局に報告をすること。

１１　その他

　　この要綱に定めるもののほか、この施設の利用に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

１２　事務局

　　一般社団法人　あまみ大島観光物産連盟

　　住所　〒894-0027　鹿児島県奄美市名瀬末広町14-10

電話　0997-53-3240

FAX　0997-57-6244

Eメール [info@amami-tourism.org](mailto:info@amami-tourism.org)